

(証券コード 8984)

投資主各位

平成27年11月6日

東京都千代田区永田町二丁目4番8号  
大和ハウス・レジデンシャル投資法人  
執行役員 多田 哲治

## 第9回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大和ハウス・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第9回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成27年11月24日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席いただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成27年11月25日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所：東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号  
大和ハウス工業株式会社 東京ビル 201会議室  
（末尾の「第9回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

---

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ (<http://daiwahouse-resi-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、資産を主として不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする旨を定め、併せてこれに関連する規定の修正を行うものです（変更案第2条、第29条及び第30条第1項関係）。
- (2) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった投資制限に関する規定を削除するものです（現行規約第30条第4項関係）。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）の改正に伴い、特定資産（投信法施行令第3条に定めるものをいいます。）の範囲に再生可能エネルギー発電設備が含まれることとなったため、規定の新設を行うものです（変更案第31条第4項第6号関係）。
- (4) 投資法人における税会不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、本投資法人における法人税等の課税の発生を抑える目的での利益を超えた金銭の分配を行うことが可能となるよう、規定の変更を行うものです（変更案第37条第2号関係）。
- (5) 資産運用会社に対する資産運用報酬につき、投資主利益との連動性がより高い資産運用報酬体系とするために、資産運用報酬の算定基礎となる報酬計算対象について、規定の変更を行うものです（変更案別紙関係）。
- (6) 上記の他、投信法の改正が施行されたことに伴い不要となった附則の削除、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条(目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として<u>不動産等(第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。)</u>及び<u>不動産対応証券(第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。)</u>等の<u>特定資産(投信法第2条第1項に定める特定資産をいう。以下同じ。)</u>に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第29条(資産運用の基本方針) 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として<u>不動産等及び不動産対応証券等の特定資産に投資して運用を行う。</u></p> <p>第30条(投資方針)</p> <p>1. 本投資法人は、首都圏を中心に、その他政令指定都市及びその周辺地域に立地する主たる用途を居住施設とする不動産等、並びに主たる用途を居住施設とする不動産等を裏付けとする不動産対応証券を主な投資対象とする。<u>ただし、本投資法人は、平成23年12月1日時点で保有している商業施設について引き続き投資対象とすることができる。</u></p> <p>2. から3. まで(省略)</p>	<p>第2条(目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として<u>不動産等資産(特定資産(投信法第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。))のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。)</u>第105条第1号へ<u>に定めるものをいう。)</u>に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第29条(資産運用の基本方針) 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として<u>不動産等資産に対する投資として運用を行う。</u></p> <p>第30条(投資方針)</p> <p>1. 本投資法人は、首都圏を中心に、その他政令指定都市及びその周辺地域に立地する主たる用途を居住施設とする不動産等<u>(第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。)</u>、並びに主たる用途を居住施設とする不動産等を裏付けとする不動産対応証券<u>(第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。)</u>を主な投資対象とする。</p> <p>2. から3. まで(現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち</u>に占める<u>租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合を100分の70以上となるように運用する。</u></p> <p>5. (省略)</p> <p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. <u>本投資法人の主要な投資対象は、不動産等及び不動産対応証券とする。</u></p> <p>2. から3. まで（省略）</p> <p>4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)から(5)まで（省略） (新設)</p> <p>5. から6. まで（省略）</p> <p>第37条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 利益の分配 ① (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>第29条に定める資産運用の基本方針に従い、不動産等及び不動産対応証券に投資する。</u></p> <p>2. から3. まで（現行どおり）</p> <p>4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)から(5)まで（現行どおり） <u>(6) 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。）</u></p> <p>5. から6. まで（現行どおり）</p> <p>第37条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 利益の分配 ① (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を<u>分配可能金額から積み立てることができる。</u></p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、<u>分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、投信協会の規則に定められる金額を限度として本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</u>ただし、この場合において、<u>金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(3) から (5) まで（省略）</p>	<p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等の<u>ほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</u></p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、<u>本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えるため又はその他の理由により本投資法人が適切と判断した場合、投信協会の規則に定められる金額を限度として本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</u></p> <p>(3) から (5) まで（現行どおり）</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第12章 附則</u></p> <p><u>第41条（改正の効力発生）</u></p> <p>1. <u>第8条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p>2. <u>第9条第3項及び第4項ただし書の新設並びに第16条の変更にかかる改正は、一定の日及びその日以降、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合には、投資主総会の開催にかかる公告を要しない旨の投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p>制定 平成17年6月1日  改正 平成17年11月25日  改正 平成18年1月26日  改正 平成19年2月23日  改正 平成21年2月26日  改正 平成22年2月25日  改正 平成22年3月23日  改正 平成22年9月30日  改正 平成23年12月1日  改正 平成25年11月26日  改正 平成27年3月1日</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>制定 平成17年6月1日  改正 平成17年11月25日  改正 平成18年1月26日  改正 平成19年2月23日  改正 平成21年2月26日  改正 平成22年2月25日  改正 平成22年3月23日  改正 平成22年9月30日  改正 平成23年12月1日  改正 平成25年11月26日  改正 平成27年3月1日  改正 平成27年11月25日</p>
<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p>	<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p><u>本投資法人が保有する運用資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払時期はそれぞれ以下のとおりとする。なお、各報酬の支払に際しては、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料は本投資法人の負担とする。）の方法により支払う。</u></p>

現 行 規 約			変 更 案		
項目	算出方法	支払方法	項目	計算方法	支払時期
運用報酬 1 (資産連 動報酬)	各計算期間 (注1)の末 日に保有する 不動産等又は 不動産対応証 券の評価額 (注2)に年 率0.4%を乗 じた額(ただ し、計算期間 ごとに1年を 365日とする 日割計算によ るものとする 。)を上限と する。	各計算期間の 終了後1か月 以内に、資産 運用会社の指 定する銀行口 座へ振込又は 口座振替(振 込手数料又は 振替手数料は 本投資法人の 負担とする 。)の方法 により支払 う。	運用報酬 1 (資産連 動報酬)	各計算期間 (注1)にお ける総資産額 (注2)に年 率0.4%を乗 じた額(1年 を365日とし て当該計算期 間の実日数に よる日割計算 によるものと する。)を上 限とする(注 3)。	各計算期間の 終了後1か月 以内に支払 う。
運用報酬 2 (利益連 動報酬)	運用報酬2控 除前の税引前 当期純利益 (ただし、負 のれん発生 益を除く。) から繰越欠損 金を控除した 額に、5%を 上限とする料 率を乗じた額 とする。	計算書類等を 承認した日の 翌月末まで に、資産運用 会社の指定す る銀行口座へ 振込又は口座 振替(振込手 数料又は振替 手数料は本投 資法人の負担 とする。)の 方法により支 払う。	運用報酬 2 (利益連 動報酬)	本投資法人の 当該営業期間 の不動産賃貸 事業収入合計 から不動産賃 貸事業費用 (減価償却費 及び固定資産 除却損を除 く。)合計を 控除した金額 に5.0%を乗 じた額を上限 とする(注 3)。	計算書類等を 承認した日の 翌月末までに 支払う。



現 行 規 約			変 更 案		
取得・譲渡報酬	<p>1. 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合（下記2.に該当する場合を除く。）不動産等又は不動産対応証券の取得価額又は譲渡価額に0.8%を乗じた額を上限とする。</p> <p>2. 本投資法人が利害関係者から不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合取得価額又は譲渡価額に0.4%を乗じた額を上限とする。</p>	<p>不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した日の翌月末までに、<u>資産運用会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料又は振替手数料は本投資法人の負担とする。）の方法により</u>支払う。</p>	取得・譲渡報酬	<p>1. 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合（下記2.に該当する場合を除く。）不動産等又は不動産対応証券の取得価格又は譲渡価格に0.8%を乗じた額を上限とする（注3）。</p> <p>2. 本投資法人が利害関係者から不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合取得価格又は譲渡価格に0.4%を乗じた額を上限とする（注3）。</p>	<p>不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した日の翌月末までに支払う。</p>

現 行 規 約			変 更 案		
	3. 前1. 及び2. にかかわらず、当該不動産等又は不動産対応証券の譲渡につき、譲渡益(注3)が生じない場合、譲渡報酬は発生しない。			3. 前1. 及び2. にかかわらず、当該不動産等又は不動産対応証券の譲渡につき、譲渡益(注4)が生じない場合、譲渡報酬は発生しない。	
合併報酬	本投資法人が行う合併において、本投資法人の合併の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施した場合には、本投資法人の合併の相手方となる投資法人から合併により承継する不動産等又は不動産対応証券の合併時における評価額に0.8%を乗じた額を上限とする。	合併の効力発生日の翌月末までに、 <u>資産運用会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替(振込手数料又は振替手数料は本投資法人の負担とする。)</u> の方法により支払う。	合併報酬	本投資法人が行う合併において、本投資法人の合併の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施した場合には、本投資法人の合併の相手方となる投資法人から合併により承継する不動産等又は不動産対応証券の合併時における取得価格に0.8%を乗じた額を上限とする(注3)。	合併の効力発生日の翌月末までに支払う。

現 行 規 約	変 更 案
<p>(注1) (省略)</p> <p>(注2) <u>評価額</u>とは、各計算期間について、以下の①又は②に定めるところに従い算出される額をいう。<u>なお、評価の方法については本規約第34条に定めるとおりとする。</u></p> <p>① <u>計算期間 I における評価額</u> 直前の決算期に保有する不動産等又は不動産対応証券の評価額</p> <p>② <u>計算期間 II における評価額</u> 計算期間 I における<u>評価額</u>に、計算期間 I の期間中に本投資法人が不動産等又は不動産対応証券を取得（合併による承継を含む。<u>以下本注において同じ。</u>）又は<u>処分</u>した場合には、取得した不動産等又は不動産対応証券の取得<u>価額</u>（合併による承継の場合は、承継した不動産等又は不動産対応証券の合併時における<u>評価額</u>。<u>以下本注において同じ。</u>）の合計額を加算し、<u>処分</u>した不動産等又は不動産対応証券の<u>計算期間 I における評価額</u>を減額した額</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(注1) (現行どおり)</p> <p>(注2) <u>総資産額</u>とは、各計算期間について、以下の①又は②に定めるところに従い算出される額をいう。</p> <p>① <u>計算期間 I における総資産額</u> <u>計算期間 I の直前の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額</u></p> <p>② <u>計算期間 II における総資産額</u> <u>直前の計算期間 I における総資産額</u>に、計算期間 I の期間中に本投資法人が不動産等又は不動産対応証券を取得（合併による承継を含む。）又は<u>譲渡</u>した場合には、取得した不動産等又は不動産対応証券の取得<u>価格</u>（合併による承継の場合は、承継した不動産等又は不動産対応証券の合併時における<u>取得価格</u>。）の合計額を加算し、<u>譲渡</u>した不動産等又は不動産対応証券の<u>直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額</u>（ただし、<u>直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産等又は不動産対応証券についてはその取得価格とする。</u>）を減額した額</p> <p>(注3) <u>1円未満の端数は、切捨てるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(注3) 譲渡益とは、当該不動産等又は不動産対応証券の譲渡<u>価額</u>が、(i) 当該譲渡に要した費用及び(ii) 当該不動産等又は不動産対応証券の譲渡時における帳簿価額の合計額を超える場合における、当該譲渡<u>価額</u>と当該合計額との差額をいう。</p>	<p>(注4) 譲渡益とは、当該不動産等又は不動産対応証券の譲渡<u>価格</u>が、(i) 当該譲渡に要した費用及び(ii) 当該不動産等又は不動産対応証券の譲渡時における帳簿価額の合計額を超える場合における、当該譲渡<u>価格</u>と当該合計額との差額をいう。</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員多田哲治は、平成27年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、平成27年12月1日付で、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、執行役員1名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、平成27年12月1日より2年間となります。

また、執行役員の選任に関する本議案は、平成27年10月8日開催の役員会において、本投資法人の監督役員的全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
かわにしじろう 川西次郎 (昭和26年5月20日)	昭和49年4月 三井信託銀行株式会社 入社
	平成13年6月 中央三井信託銀行株式会社 執行役員 日本橋営業第四部長
	平成15年3月 中央三井カード株式会社 常務取締役
	平成20年5月 同社 代表取締役社長
	平成21年6月 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション 常勤監査役
	平成26年3月 藤田観光株式会社 非常勤監査役(現任)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である平成29年11月30日までとなります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成27年10月8日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴（会社名等 当時）
つち だ こう いち 土 田 耕 一 (昭和34年7月26日)	昭和58年4月 大和ハウス工業株式会社 入社
	平成9年10月 同社熊本支店経理課課長、総務課課長
	平成14年4月 同社管理本部経理部統括グループ長
	平成15年10月 同社管理本部財務部財務・資金グループ長
	平成17年4月 同社管理本部財務部財務・資金グループ次長
	平成18年4月 同社管理本部財務部長
	平成18年6月 株式会社ダイワサービス 監査役（非常勤）
	平成18年12月 大和ハウスインシュアランス株式会社 取締役 （非常勤）
	平成19年4月 大和ハウス工業株式会社 経営管理本部財務部長
	平成20年4月 同社（兼務）経営管理本部IR室長
	平成26年4月 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（転籍） 代表取締役社長（現任）

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の代表取締役社長であります。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、上記を除き、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を2口保有しております。



#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員岩崎哲也及び監督役員石川浩司の両名は、平成27年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、平成27年12月1日付で、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、監督役員2名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、平成27年12月1日より2年間となります。

また、投信法及び現行規約第18条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
1	岩崎 哲也 (昭和41年2月20日)	平成2年4月 監査法人トーマツ 入所 平成6年3月 公認会計士登録 平成9年2月 エヌイーディー株式会社 入社 平成9年2月 岩崎哲也公認会計士事務所 開所 平成14年5月 税理士登録 平成16年8月 シティア公認会計士共同事務所 入所 (現任) 平成18年1月 ビ・ライフ投資法人(現:大和ハウス・レジデンシャル投資法人) 監督役員(現任) 平成27年6月 株式会社魚力 社外取締役(現任)
2	石川 浩司 (昭和43年6月8日)	平成9年4月 司法修習生 平成11年4月 東京弁護士会 大原法律事務所 入所 (現任) 平成25年6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外取締役(現任) 平成25年12月 大和ハウス・レジデンシャル投資法人 監督役員(現任)

- ・ 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時である平成29年11月30日までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
かき しま ふさ え 柿 島 房 枝 (昭和49年11月23日)	平成16年4月 司法修習生 平成17年10月 東京弁護士会 黒田法律事務所 入所 平成19年2月 大原法律事務所 入所(現任)

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

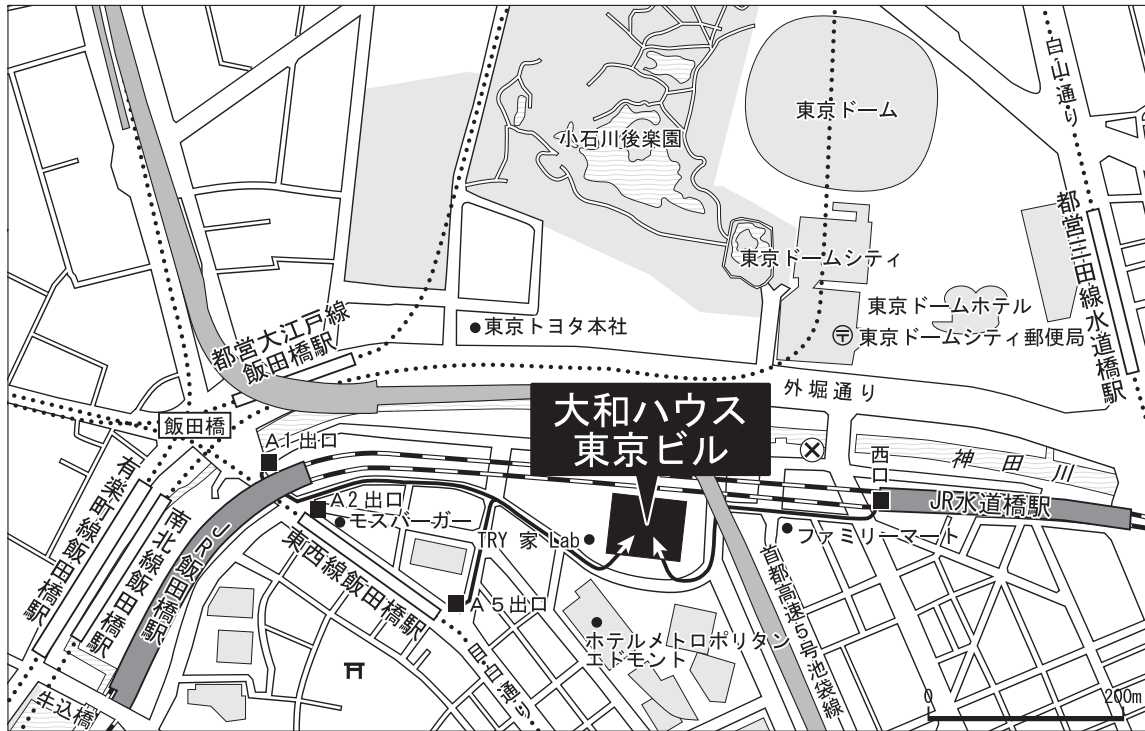
### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

## 第9回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号  
大和ハウス工業株式会社 東京ビル 201会議室  
電話 03-5214-2111



- 交通 JR水道橋駅 西口より徒歩2分
- JR飯田橋駅 東口より徒歩7分
- 東京メトロ有楽町線・南北線 都営大江戸線 飯田橋駅A1出口より徒歩7分
- 東京メトロ東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩4分又はA2出口より徒歩7分

<お願い> 当施設には駐車スペースはございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。